# 令和８年度　第１回

# 日野市国民健康保険運営協議会議事録

日　時　　令和８年６月２５日（木）午後２時30分

場　所　　日野市役所　全員協議会室

出席者　　被保険者を代表する委員

加　藤　　義　人
奥　住　　和　子
安　藤　　瑞　孝
岩　田　　良　子

保険医又は薬剤師を代表する委員

黒　澤　　洋　行
栗　太　　隆

公益を代表する委員

米　内　　さとし
田　中　　翔
佐　藤　　琢　磨
みねぎし　弘　行

被用者保険等を代表する委員

信　太　　広　志
河　合　　圭

事務局

| | |
|---|---|
| 市民部長 | 坪田　充博 |
| 保険年金課長 | 西垣　津有 |
| 納税課長 | 松井　健太郎 |
| 健康課長 | 仲田　裕子 |
| 保険年金課課長補佐 | 馬場　康二 |
| 保険年金課給付係長 | 松井　雄哉 |
| （書記） | 菅　　環太郎 |
| （書記） | 森谷　麻奈美 |

Ⅰ　委嘱状交付式

１．委嘱状の交付

２．市長挨拶

３．副市長挨拶

Ⅱ　運営協議会

１．会長及び会長職務代行の選出

２．会議録署名委員の指名

３．議題

（１）令和８年度日野市国民健康保険事業計画について

（２）子ども・子育て支援納付金分の令和８年度税率について

（３）令和８年度日野市国民健康保険特別会計予算について

（４）国保財政健全化変更計画書について

４．その他、報告事項等について

配布資料

○資料１　　令和８年度事業計画
○資料２　　子ども・子育て支援納付金分の令和８年度税率について
○資料３－１　令和８年度日野市国民健康保険特別会計予算（歳入）
○資料３－２　令和８年度日野市国民健康保険特別会計予算（歳出）
○資料４　　国保財政健全化変更計画書について
○その他　　令和８年度国保運営協議会委員名簿

# 令和８年度　第１回日野市国民健康保険運営協議会議事録

**事務局**　皆様こんにちは。本日はお忙しい中、令和８年度第１回日野市国民健康保険運営協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は保険年金課長の西垣でございます。本日は、まず委嘱状交付式がございますので、その間、司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは次第に従いまして、委嘱状交付式を開始いたします。本日は、公益を代表する委員４名の皆様へ市長より委嘱状の交付を行ないます。それでは市長、前へお願いいたします。お一人ずつ、お名前をお呼びしますので、恐れ入りますが市長の前まで、ご移動願います。

－　市長より、公益を代表する委員４名への委嘱状の交付　－

**事務局**　市長、席にお戻りください。
それではここで、古賀市長より　挨拶を申し上げます。市長、宜しくお願いいたします。

－　市長　挨拶　－

**事務局**　ありがとうございました。
続きまして、４月１日付で副市長に就任いたしました、石毛副市長より挨拶を申し上げます。石毛副市長、宜しくお願いいたします。

－　副市長　挨拶　－

**事務局**　ありがとうございました。
以上をもちまして委嘱状交付式を終了いたします。なお、市長及び副市長はこの後、別の公務があるため、恐れ入りますが、ここで退席とさせていただきます。

－　市長、副市長　退席　－

**事務局**　それでは運営協議会に入りますが、本日の協議会終了時刻の目安といたしまして、15 時 30 分を想定しているところです。皆さまのご協力をいただければと存じます。
では、はじめに注意事項を申し上げます。本日の会議の議事録作成のため、会議の内容を録音させていただきます。マイクをお渡ししますので、お手元にマイクが届いてからご発言をお願いいたします。なお、本日初めてご発言される際は、最初にお名前をおっしゃっていただけますよう、よろしくお願いいたします。なお、議事録につきましては、市のホームページに掲載をいたします。

**事務局**　それでは、次第に従い会長及び会長職務代行の選出を行います。
運営協議会規則第６条により協議会の議長は会長とすると規定されております。会長が選出されるまでの間、事務局で議事の進行を行いたいと存じますがよろしいでしょうか。

**委　員**　異議なし。

**事務局**　それでは、事務局で議事を進めさせていただきます。
あらためまして、保険年金課の西垣でございます。ただいまの出席者数は 12 名で、委員定数 14 名の２分の１以上の出席となっており、定足数を満たしております。
それでは、日野市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代行の選出について、を議題といたします。国民健康保険法第 11 条第４項により、運営協議会に関し必要な事項は、政令で定めるとされております。これを受けまして、国民健康保険法施行令第４条第１項で、協議会に、会長１人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する、また同条第２項において、会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行すると規定されています。本規定に基づきまして、公益を代表する委員４名により、この後、別室にて会長及び会長職務代行の候補者の選任をお願いしたいと存じます。それでは、公益を代表する委員の皆さま、移動をお願いいたします。
他の委員の皆さまにおかれましてはその間、暫時休憩といたします。

－　休　憩　－

**事務局**　それでは、協議会を再開いたします。ただ今、公益を代表する委員４名により会長及び会長職務代行、それぞれ候補者の選任を行っていただきました。結果について、いかがでしょうか。

**佐藤委員**　私から結果についてご報告させていただきます。会長候補にみねぎし委員、会長職務代行候補に田中委員を推薦させていただきます。

**事務局**　只今、会長候補にみねぎし委員、そして、会長職務代行候補に田中委員が推薦されました。お諮りいたします。令和８年度日野市国民健康保険運営協議会会長にみねぎし委員、そして、会長職務代行に田中委員を選出することで、ご異議ございませんか。

**委　員**　異議なし。

**事務局**　ご賛同いただきましたので、会長にみねぎし委員、会長職務代行に田中委員が選出されました。それでは、それぞれご挨拶をいただきたいと思います。みねぎし会長、お願いいたします。

－　みねぎし会長　挨拶　－

**事務局**　ありがとうございました。続きまして、田中会長職務代行、お願いいたします。

－　田中会長職務代行　挨拶　－

**事務局**　ありがとうございました。
それでは、会長が選出されましたので、今後の議事の進行につきましては、日野市国民健康保険運営協議会規則第６条に基づき、会長に議長をお願いいたします。会長は、議長席へ移動をお願いいたします。

**議　長**　それでは、ただいまより令和８年度第１回日野市国民健康保険運営協議会を開始いたします。議事に入る前に、皆様にお諮りいたします。本日、運営協議会の傍聴を希望されている方がおりますので、許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。
それでは、傍聴者の方はお入りください。
皆様のご協力により、議事を円滑に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ただいまの出席者は 12 名で、委員数 14 名の 2 分の 1 以上の出席となっており、定足数を満たしております。さきほど市長から委嘱状が交付されましたが、この度、新任により４名の委員が委嘱されました。
本日、令和８年度に入って初めての協議会開催であり、また初めての顔合わせになる委員もおられるため、各委員からご挨拶をお願いいたします。時間の関係もございますので、お名前と所属をお願いいたします。

－　各委員　挨拶　－

**議　長**　ありがとうございました。
続きまして事務局職員の紹介をお願いします。

－　事務局　挨拶　－

**議　長**　ありがとうございました。
それでは、次第に従い、進めさせていただきます。これより、協議会規則第 12 条の規定により、議長において会議録に署名する委員の指名を行います。その順番ですが、出席者のうち、お手元の委員名簿の上から順に２名ずつ指名させていただいております。本日は、米内委員と田中委員にお願いいたします。本日は審議事項がございませんので、報告事項に移ります。（１）令和８年度日野市国民健康保険事業計画について、事務局より報告をお願いします。

**事務局**　それでは、保険年金課長、西垣からご説明させていただきます。令和８年度日野市国民健康保険事業計画です。資料１をご覧ください。１枚おめくりいただきまして、１ページには、運営方針が記載されております。内容といたしましては、国民健康保険は、保険給付を行う医療保険であること、相互扶助を基本とした社会保障制度であり、国民皆保険制度の基礎をなすものであること、国保財政は特別会計の枠組みの中で、被保険者が負担する保険税と、国・都・市が負担する公費や交付金等によって運営されているものの、それだけで保険給付を賄うことはできず、赤字分については一般会計からの法定外繰入金、つまりお金を繰り入れることで成り立っていること、国保財政の赤字を解消するための財政健全化計画に関すること、令和８年度は、国民健康保険税として子ども・子育て支援納付金分が徴収開始となること、第３期日野市国民健康保険データヘルス計画の中間評価を実施することが記載されております。
２ページ目です。重点施策として、国保財政健全化計画に基づき、国民健康保険税率の改定予定であること、その下、事業内容では、第３期データヘルス計画に基づく保健事業の推進、レセプト点検の充実強化、そして、適正な収入の確保といたしましては、口座振替の促進、３ページには、キャッシュレス決済・ショートメッセージサービスによる催告の開始、そして、滞納整理を進めることについて、それぞれ手法や対応策を記載しております。
その下、被保険者への一部負担金減額・免除・保険税減免の周知・対応に関することと職員研修と続きまして、４ページに移り、６．その他の項目として、医療保険のオンライン資格確認に関すること、システムの標準化・ガバメントクラウドへの移行について記載されております。おめくりいただきまして、５ページ以降は、日野市の国民健康保険に係る事務について、担当課ごとに業務内容を記載しております。
詳細につきましては、お時間のある時にお目通しいただければと思います。
令和８年度におきましては、本事業計画に基づき、円滑且つ適正な国保運営に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、説明は以上でございます。

**議　長**　事務局の説明が終わりました。
ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

－　質問・意見者なし　－

特にご意見等ございますか。なければ、（１）令和８年度日野市国民健康保険事業計画についての件を終了いたします。
続きまして（２）子ども・子育て支援納付金分の令和８年度税率について事務局より説明を求めます。

**事務局**　保険年金課課長補佐の馬場よりご説明させていただきます。それでは、（２）子ども・子育て支援納付金分の令和８年度税率についてご説明させていただきます。資料２をご覧ください。まず、１．子ども・子育て支援金制度の概要でございます。子ども・子育て支援金制度は、記載の通り少子化・人口減の時代で、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、安定財源を確保するため、各種医療保険の保険料とあわせて拠出する制度です。国民健康保険においては、令和８年度は負担額を抑え、令和８年度から令和 10 年度にかけて、本来の負担額へ近づくよう段階的に改定を行っていくこととなっており、低所得者に対する軽減措置や、賦課上限についても国民健康保険制度に準ずる形で実施することとなっております。続いて、２ページ目をお開きください。２.令和８年度日野市子ども・子育て支援納付金に関する税率について、でございます。令和７年第４回日野市国民健康保険運営協議会で答申いただいた内容は、４ページに添付させていただきました。答申で書かれている通り、日野市における令和８年度の子ども・子育て支援納付金分の税率については、東京都からの通知を受け、所得割が 0.3%、均等割が 1,844 円、18 歳以上均等割が 84 円として、令和８年第１回日野市議会定例会において、国民健康保険条例の改正案を上程し、可決いただいております。
続いて、令和９年度以降の今後の税率について、でございます。制度概要でもお話しましたとおり、令和８年度の制度開始以降、令和 10 年度までは、段階的に負担額があがってまいります。それに伴い、東京都が算定する標準保険料率も変更される予定です。東京都からは１月に通知がある見込みですので、答申でいただいたとおり、東京都から算定する標準保険料率の通知をもって、条例改正の手続きを進めさせていただきます。
続いて、令和８年度の税率改定に基づく負担について、モデルケースをもとにご説明させていただきます。３ページ目、４．具体的な影響額について、をご覧ください。まず、表の見方についてです。①②③にそれぞれ、世帯の構成を記載しております。次に縦軸に世帯の所得状況の条件として、７割・５割・２割の軽減を受ける世帯と軽減のない世帯としております。横軸には、世帯合計の所得割額、均等割額、最終賦課額と参考として月額を記載しております。最終賦課額は地方税法第二十条の四の二第３項に基づき、100 円未満を切り捨てて

おります。③４人世帯のうち、２人は子どもの世帯をご覧ください。４人世帯で給与が同じため、所得割額は②の世帯と同じ金額になっております。18 歳未満は均等割額が賦課されないため、均等割額が２人分のみとなりますので、①の世帯と同額になります。このように世帯の人数の差に加え、18 歳未満の子どもの人数によって、所得が同じでも、最終賦課額が変わってくるという制度となっております。説明は以上となります。

**議　長**　事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

－　質問・意見者なし　－

**議　長**　特にご意見、ご質問等ないようなので（２）子ども・子育て支援納付金分の令和８年度税率について、の件を終了いたします。
では、続きまして（３）令和８年度日野市国民健康保険特別会計予算について、事務局より説明を求めます。

**事務局**　保険年金課給付係長、松井から令和８年度日野市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。
令和８年度日野市国民健康保険特別会計の総額は、お配りした資料３－１、３－２、最下段の合計になりますが、169 億 752 万 7,000 円となっており、令和７年度と比較し、4 億 8,086 万 2,000 円、2.8％の減額でございます。
なお、日野市の国保加入者の状況ですが、令和７年３月末と令和８年３月末の加入者数を比較しますと 861 名の減となっております。社会保険の適用拡大による影響があると考えます。
また、令和８年度予算の特徴の一つとして、令和７年度までは、退職者医療制度の被保険者に関する予算を計上しておりましたが､制度自体は平成26年度に既に廃止されており、経過措置の対象者も年齢要件 65 歳到達によって令和７年度末で皆無となったため、令和８年度予算からは基本的に予算科目を廃止しております。
それでは歳入より説明をさせていただきます。資料３－１をご覧ください。款１国民健康保険税でございます。令和８年度当初予算額は 32 億 5,757 万 9,000 円、令和７年度と比較し約１億 2,466 万円、4.0％の増額となっております。これは、子ども・子育て支援納付金分が徴収開始となることなどから、増額となりました。
款２一部負担金でございます。被保険者が医療機関で自己負担分を支払わなかった際、一定の条件に当てはまる場合は、保険者である日野市が医療機関に変わって被保険者に一部負担金を請求するものです。1,000 円の科目存置をするものでございます。
款３国庫支出金でございます。制度改革により、国庫支出金は、原則的に都道府県への交付となったため、直接市町村に交付されるのは、災害臨時特例補助金のみとなります。科

目存置の 1,000 円を計上するものです。
款４都支出金でございます。令和８年度当初予算額は 114 億 2,072 万 2,000 円、令和７年度と比較し、6 億 4 万 6,000 円、5.0％の減額となっております。
款５繰入金でございます。令和８年度当初予算額は 21 億 9,891 万 7,000 円、令和７年度と比較し約 446 万 6,000 円、0.2％の減額となっております。
中でも説明欄にあります、６．その他一般会計繰入金ですが、国民健康保険特別会計を運営していくにあたり、本来は、加入者の皆様からいただく国民健康保険税を財源として運営していくことが基本であります。しかし、保険税収入だけでは、賄いきれないため、市の基本的な行政サービスを行う一般会計から捻出しているお金が、その他一般会計繰入金です。この金額を減らしていくことが、今の国民健康保険特別会計にとって、最重要課題となっております。その他一般会計繰入金の予算額ですが、令和８年度当初予算額は 12 億 566 万 5,000 円、令和７年度と比較し 7.3％の増額となっております。これは、歳出の項目で説明いたしますが、東京都から示される、国民健康保険事業費納付金が令和８年度は増加することなどの理由から、増額となる見込みです。歳入については以上です。
続いて歳出について、でございます。お配りした資料３－２の上段、款１総務費でございます。令和８年度当初予算額は 2 億 38 万円、令和７年度と比較し、4,613 万 1,000 円、18.7％の減額となっております。これは、職員人件費について、主に健康課所属の保健師職員の勤務実態を考慮のうえ見直しを行い、一般会計での予算計上へ変更することとしたためです。款２保険給付費でございます。令和８年度当初予算額は 112 億 9,271 万 2,000 円、令和７年度と比較し 6 億 1,243 万 7,000 円 、5.1％の減額となっております。療養諸費、高額療養費ともに、 全体の被保険者数の減少に伴い、減少の見込みです。
款３国民健康保険事業費納付金でございます。令和８年度当初予算額は 51 億 5,619 万 6,000 円、令和７年度と比較し 1 億 8,280 万 4,000 円、3.7％の増額となっております。前述の款２の保険給付費の医療分は、原則的に東京都の負担となりますが、その代わりに医療費実績から算出された額を東京都に国民健康保険事業費納付金として納めるものです。令和８年度より、子ども・子育て支援納付金分を新たに納めることとなったことなどにより、増額となったものです。
款４保健事業費でございます。令和８年度当初予算額は 2 億 2,501 万 9,000 円、令和７年度と比較し 448 万 6,000 円、2.0％の減額となっております。保険年金課が重点的に取り組んでいる微量アルブミン尿検査業務委託料及び各種保健事業の事業費用などがございます。そのうち、特定健康診査の未受診者への受診勧奨事業について、これまでは保険年金課にて実施しておりましたが、令和８年度より、特定健康診査の被保険者への受診券の発送、健診実施医療機関との委託契約等を行っている健康課で集約して実施することとし、勧奨方法や委託料等に見直しを行った結果、減額となったものです。
説明は以上でございます。

**議　長**　　事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

－　質問・意見者なし　－

特にご意見等ございませんようですので、（３）令和８年度日野市国民健康保険特別会計予算についての件を終了いたします。
つづきまして（４）国保財政健全化変更計画書について、事務局より説明を求めます。

**事務局**　　国保財政健全化変更計画書についてご説明いたします。資料４をご覧ください。
こちらの計画書は、平成 30 年度の国保制度改革以降、自治体ごとに作成し、東京都へ提出しているものでございます。
先ほど、資料３－１でご説明いたしました国保特会の歳入の中にある、その他一般会計繰入金、この繰入金のうち、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入金を解消・削減すべき赤字として、計画書を作成しております。
この計画書では、その他一般会計繰入金の予算額を当年度と前年度とで比較し、前年度より減少した金額を赤字解消額として、こちらの表に記載しております。
資料４は、令和８年３月に東京都へ提出した最新の変更計画書となります。
令和７年度は令和６年度と比べ、税率改定、事業費納付金等の歳出額の減額等により、赤字を一部解消することができました。
２年に一度、被保険者の皆様に急激な負担とならない率で改定を実施していった場合、税率改定により少しずつ赤字の解消が図られていくものと見込んでおります。資料４は、東京都の様式にのっとり令和 11 年度までが記載されておりますが、日野市の場合、令和 17 年度に東京都が求める標準保険料率に改定し、赤字を解消できる見込みです。国は遅くとも令和 17 年度までに全国で完全統一に移行することを目標とすることを示しております。東京都においても、運営方針に基づき、できるだけ早く赤字を解消するよう求めており、都内自治体の保険料水準統一に向けて検討を進めています。日野市といたしましても、被保険者の皆様に急激な負担を強いることのないよう、ゆるやかに税率改定を行うとともに、努力支援制度等補助金の確保、医療費の削減等を含め、赤字解消に向けて努力して参ります。説明は以上でございます。

**議　長**　　事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

－　質問・意見者なし　－

なければ（４）国保財政健全化変更計画書についての件を終了いたします。
事務局からその他の報告事項、連絡事項等があればお願いします。

**事務局**　　保険年金課給付係長でございます。
連絡事項でございますが、次回以降の国民健康保険運営協議会の日程ですが、第２回は８月、第３回は 10 月を予定しております。
内容としましては、令和９年度は、赤字解消計画に基づく、２年に１度の国民健康保険税の税率改定を行う年になりますので、その税率改定について、諮問・答申をさせていただき、皆様のご意見をお聞きしたいと考えております。できるだけ多くの委員の方にご出席いただきたいと考えておりまして、卓上に皆様の出欠状況を、確認する用紙を配布しておりますので現時点で、ご都合の悪い日があれば出席不可の部分に〇を付けて、卓上に置いてお帰りいただければと思います。この場で、ご予定の確認が難しい場合には、用紙をお持ち帰りいただきまして、ご予定を確認いただき、都合の悪い日がある場合には、短くて申し訳ございませんが、6 月 29 日(月)までに、保険年金課の担当者まで、ご連絡をいただければと思います。お手数おかけしますが、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上になります。

**議　長**　　委員の皆様も、その他の事項でも全体を通してでも構いませんので、何かございますか。

－　質問・意見者なし　－

それでは、ないようでございますので、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。これにて令和８年度第１回日野市国民健康保険運営協議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。